

技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

平成21年3月
本 別 町

1 現状

(1) 職種ごとの人数、平均年齢、平均給与等 (平成20年4月1日現在)

区 分	公 務 員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)
本 別 町	48.8 歳	19 人	354,200 円	391,684 円	384,795 円
うち自動車運転手	47.8 歳	10 人	349,000 円	384,470 円	377,050 円
うち用務員	48.2 歳	5 人	340,600 円	373,440 円	370,240 円
北 海 道	47.9 歳	1,304 人	320,363 円	359,880 円	354,211 円
国	48.9 歳	4,784 人	284,679 円	—	320,623 円
類 似 団 体	49.8 歳	7 人	301,039 円	320,875 円	317,202 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成20年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
- また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

(2) 年齢別職員数 (平成20年4月1日現在)

区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	人	人	人	人	人	1人	3人	4人	6人	4人	1人	人	19人

(3) 技能労務職員数の推移 (各年度4月1日現在)

区 分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
本 別 町 合 計	26 人	25 人	23 人	23 人	19 人
うち清掃職員	4 人	5 人	3 人	3 人	0 人
うち学校給食員	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人
うち用務員	6 人	6 人	6 人	6 人	5 人
うち自動車運転手	12 人	10 人	10 人	10 人	10 人
うちその他	3 人	3 人	3 人	3 人	3 人

(4) その他の給与に関する事項

① 給料表

技能労務職員の給料表は、一般行政職と同一の行政職給料表を適用しています。
また、平成19年4月1日より給与構造改革(地域給)を導入し平均4.8%の削減を行っています。

② 各種手当

一般職員と同様に、対象者には扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、期末・勤勉手当等を支給しています。

③ 昇給基準

毎年1月1日に前1年間における勤務成績に応じ、4号俸(55歳を超える場合は、2号俸)を標準として昇給します。
なお、技能労務職員については、行政職給料表(6級制)の4級までを適用しています。

2 基本的な考え方

技能労務職員の採用については、退職不補充を基本に平成14年度より新規職員の採用は行っており、今後においても、職員数の適正な管理を行いながら、人件費の抑制に取り組んでいきます。

3 具体的な取組内容

① 給料表

給料表については、一般行政職と同一の行政職給料表を使用していきますが、退職者の不補充により職員数を削減し、人件費の抑制に取り組んでいきます。（給与構造改革において、平均4.8%の減額）

② 各種手当

これまで、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当等の見直しを行い、今後においても随時見直しを検討します。

③ 昇給基準

昇給基準においては、現在の昇給基準により実施していきますが、引き続き、行政職給料表（6級制）の4級までを適用していきます。

4 その他

技能労務職員については、平成20年4月1日より、ごみ収集業務の全面民間委託、スクールバスの一部民間委託、患者送迎バスの民間委託をおこなっています。

今後は、行政が直接事業を行っている業務について、公共サービスの維持、向上や事務の効率化を図りながら技能労務職員の適正な管理を図っていきます。